

令和5年（才）第1489号

令和5年（受）第1885号

決 定

徳島市西須賀町中開5番地99

上告人兼申立人	株式会社王王軒
同代表者代表取締役	近藤純
同訴訟代理人弁護士	辰巳裕規
	富本和路
	森本健夫

徳島市万代町1丁目1番地

被上告人兼相手方	徳島県
同代表者知事	後藤田正純
同訴訟代理人弁護士	岩本安昭
	森晋介

上記当事者間の高松高等裁判所令和5年（ネ）第82号国家賠償請求事件について、同裁判所が令和5年7月13日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであつて、明らかに上記各項に

規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、上告受理申立てについて、本件申立ての理由によれば本件は民訴法318条1項の事件に当たるとの裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和6年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

今 崎 幸 彦

裁判官

宇 賀 克 也

裁判官

林 道 晴

裁判官

渡 邊 惠 理 子

これは正本である。

令和6年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 尾崎由希子

